

三原市立大和小学校いじめ防止基本方針

1 国の基本方針について

いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指しておこなわなければならない。

基本方針の内容

- いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。
- 国の基本方針の実現には、学校・地方公共団体・社会の方の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体勢の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）にあつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（具体的ないじめの態様）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団によって無視をされる

- 叩かれたり，ぶつかられたり，蹴られたりする
- 金品を取られる
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめの理解

いじめは，どの児童にもどの学校でも起こるという認識をもつ。とりわけ，口頭での嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」は，多くの児童が被害や加害も経験する可能性がある。また，「暴力を伴わないいじめ」であっても，何度も繰り返されたり集中的に行われたりすることで，「暴力を伴わないいじめ」とともに，生命又は身体に重大な危険を生じさせる。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性），「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い，集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 いじめ防止についての基本的な方向

(1) いじめの防止

いじめは，どの児童にも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，より根本的ないじめ克服のためには，全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり，全ての児童生徒を，いじめに向かわせることなく，心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み，いじめを生まない土壌をつくるために，関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため，学校の教育活動全体を通じ，全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの意味を促し，児童の豊かな情操や道徳心，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度など，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また，いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し，その改善を図り，ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて，全ての児童が安心でき，自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また，これらに加え，あわせて，いじめの問題への取組の重要性について，地域，家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は，いじめへの迅速な対処の前提であり，全ての大人が連携し，児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため，いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくい判断しにくい形で行われる事を認識し，ささいな兆候であっても，いじめ

ではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば、教育相談の実施にあたり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童への適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

5 組織の設置について

(1) 組織設置の目的

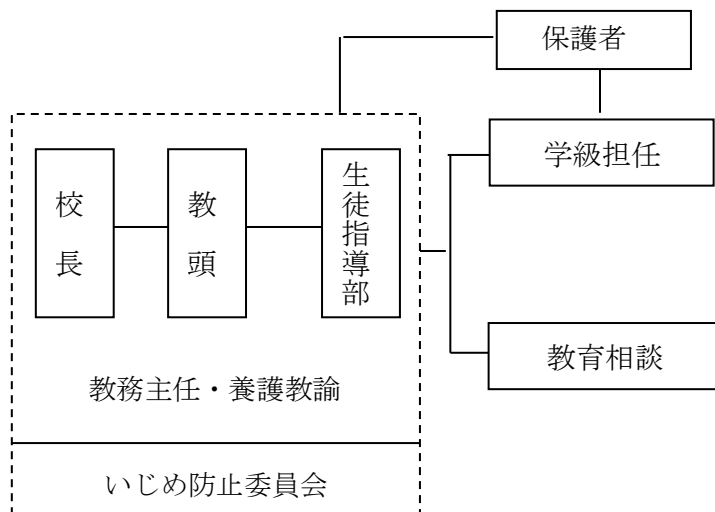
学校は、子どもにとって常に安全で安心できる場所でなければならない。また、保護者も、我が子が安心して登校し、友だちと仲良く過ごし、学力を伸ばしてくれることを願っている。そのために、学校においてはいじめ防止等も含め、あらゆる事態を想定して、子ども

の安全を確保するために、計画的・組織的にその対策に取り組んでいく必要がある。それらの対策を迅速に行うためにいじめ対策組織を設置する。

(2) 構成メンバー

校長・教頭・教務主任・生徒指導部・養護教諭・心の相談員

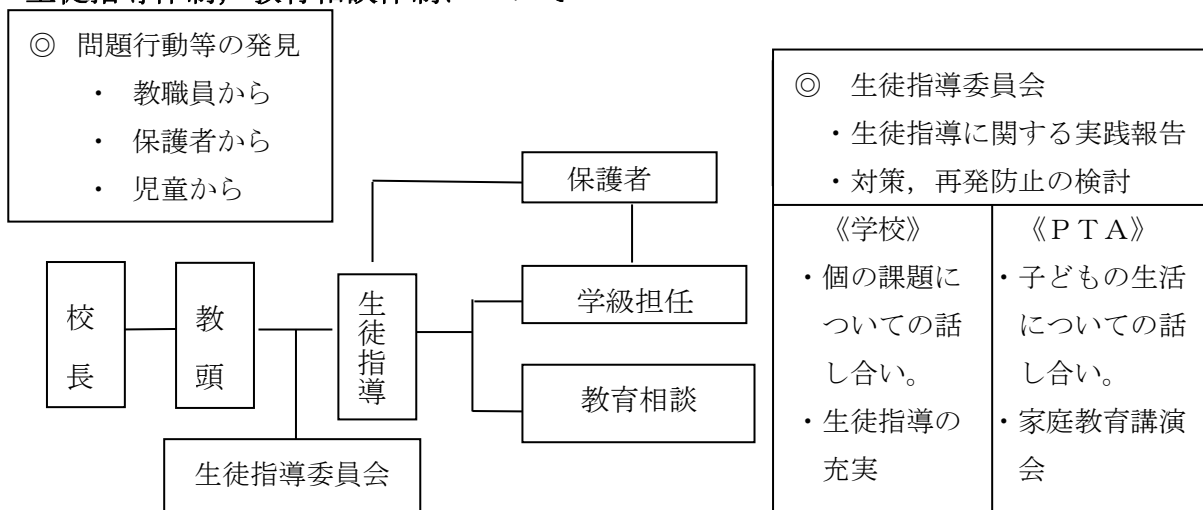
(3) 組織図・役割分担等



いじめ防止委員会

- ・具体的な年間計画の作成・実行を行う。主な作成は生徒指導部が行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口になる。
- ・いじめに関する情報収集・記録・共有，記録の保存・引き継ぎを行う。
- ・いじめの情報共有・事実関係の聴取・指導や支援体制整備。対応方針決定・保護者連携等を行う。

6 生徒指導体制，教育相談体制について



- ・緊急時における連絡体制としては、児童連絡体制・教職員連絡網を整える。
- ・犯罪防止教室・交通安全教室については、警察と連携のうえで実施する。
- ・小・中学校の連携は、年2回の定期的な連携の他に研究会などで互いの授業を見合う。
- ・こども園・小の連携は、年3回の定期的な連携の他に児童・園児の交流会などを持つ。また必要に応じて情報交換をする。
- ・地域の民生委員との連携の会を年に1回持つ。

7 いじめ防止についての具体的な取組内容

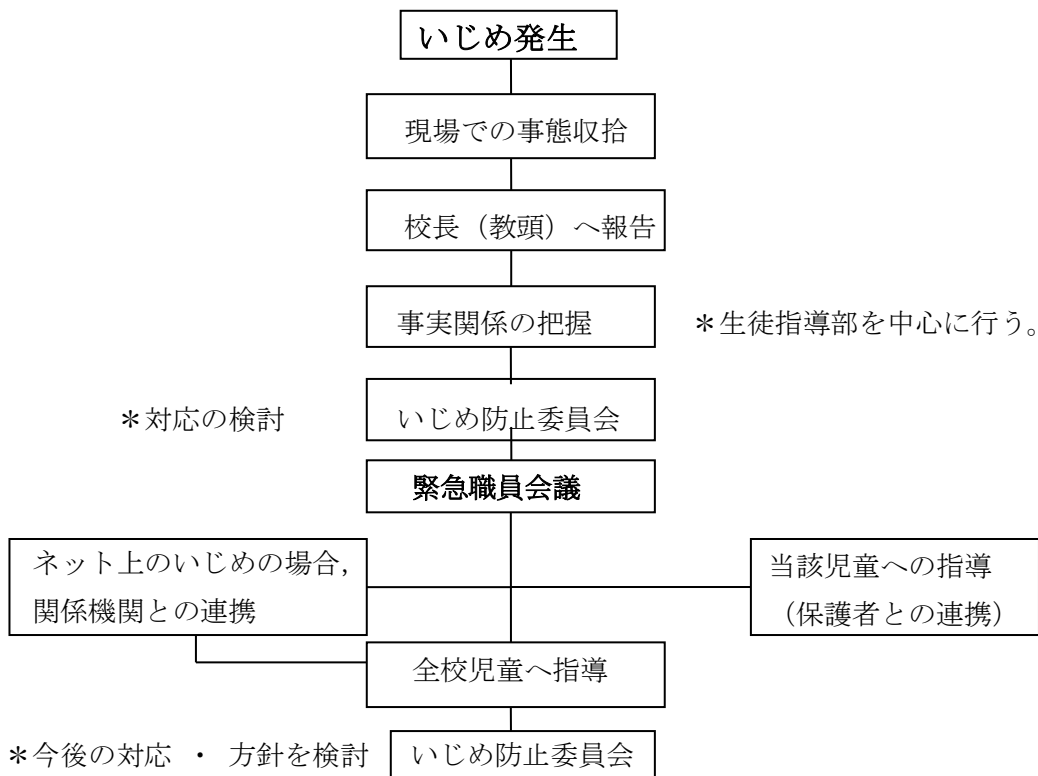
(1) 未然防止のための取組

- ・授業研究により、授業改善を図り、分かる授業づくりや全ての児童が参加できる授業づくりを行う。
- ・全校で共通した学習規律のもとに授業を行い、わかる授業へとつなげていく。
- ・地域の人や異学年との交流やこども園・中学校との交流を通して、集団の一員としての自覚や態度を育成するとともに、自己有用感を高めていく。
- ・全校で共通して友だち関する題材を道徳の年間計画に入れて、全校で人間関係作りに取り組む。
- ・運動会や学習発表会等の行事の目標に、自己有用感を高める内容を入れ、達成感をもたせる。
- ・学校内での問題点について話し合わせ、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働きかける。
- ・学期に1回の児童の情報交流を行い、児童についての共通認識をもつ。

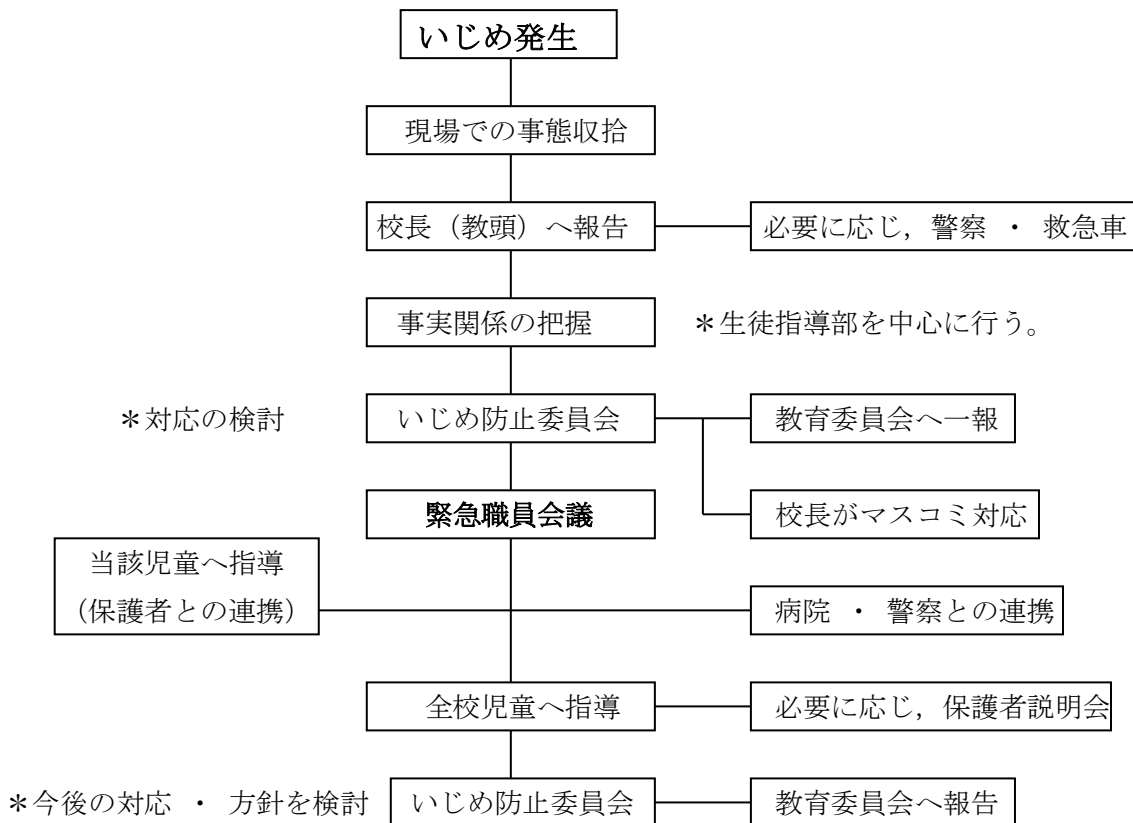
(2) 早期発見の取組

- ・児童のトラブルについては（いじめかどうか判断に困っても）いじめ防止委員会に報告する。トラブルについては5W1Hでの記録を残す。
- ・普段の児童の変化や生徒指導上のトラブルについて、暮会等で職員間での共通認識をもつ。
- ・保健室によく行く児童についての言動を養護教諭と連携を取っておく。
- ・6月、11月、2月下旬にアンケートを行う。
- ・言動が心配な児童については適宜面談を行う。
- ・新学期のはじめに面談を行う。

(3) いじめへの対処について 以下の手順により行う。



(4) 重大事態への対応について 以下の手順により行う。



(5) 基本方針や取組について検証・修正等について

10月と1月に学校評価と共に、取組評価アンケートを行い、取組が適切に行われたか否かの検証を行う。期待する指標等の改善が見られなかった時は、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

PDCA サイクル用 取組評価アンケート例 (高学年用)

○現在の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。当てはまるものを右1から4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけてください。

	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
1 学校が楽しい・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	3	4
2 みんなで何かをするのは楽しい・・・・・・・・	1	2	3	4
3 授業に主体的に取り組んでいる・・・・・・・・	1	2	3	4
4 授業がよくわかる・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	3	4

○4月になってから次のようなことを、この学校のだれか(友だち)からされたり、反対にこの学校のだれか(友だち)にしたりしましたか。当てはまるものを右の1から4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけてください。

	まったくなかった	今までに1～2回あった	月に2～3回あった	週に1回以上あった
5 たたかれたり、けられたり、強く押されたりした	1	2	3	4
6 暴力ではないが、いじわるをされたり、いやなおもいをさせられたりした	1	2	3	4
7 たたいたり、けったり、強く押したりした	1	2	3	4
8 暴力ではないが、いじわるをしたり、いやなおもいをさせたりした	1	2	3	4

8 教職員の資質向上について

年3回行う生活アンケートの結果や取組評価アンケートの結果をいじめ防止委員会でまとめ、実態と取組の結果について共通認識をもち、取組の見直しや継続について話し合う。

いじめ防止委員会のもとでの校内研修を行う。

授業改善についての研修を年間計画のもとに行い、授業改善を行う。

9 地域や家庭との連携について

年に1回は地域民生委員，児童民生委員との連携を持ち，児童や地域の情報交換を行い，対応についても話し合い，協力体制をとっていく。

課題のある児童については学校の様子を話し，保護者の理解を求め，家庭と連携を図りながら，共に課題を解決し児童を育てていく。